



「準中型免許」を取りに行こう!

2017年3月12日から、トラックの免許制度が変わり、小型トラックを運転するためには、「準中型免許」が必要となりました。

また、この準中型免許は、18歳で取得できるので、宅配便やコンビニの集配車両をはじめ、ほとんどの小型トラックを運転することができます。準中型免許を取得すれば、プロドライバーの即戦力として働くことができ、将来はキャリアアップして、中型・大型トラックドライバーになるという道も大きくひらけます。

旧制度

車両総重量

	5トン	11トン
普通自動車 普通免許	中型自動車 中型免許	大型自動車 大型免許
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上

現行制度

車両総重量

	3.5トン	7.5トン	11トン
普通自動車 普通免許	準中型自動車 準中型免許	中型自動車 中型免許	大型自動車 大型免許
18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上

注目! 最初から準中型免許をとってもOK!

※「車両総重量」……車両重量(車自体の重さ)と最大積載量と乗車定員を合計した重さ
 ※旧制度の普通免許を持っている人は、引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転できます。

現行免許制度で乗車可能なトラックの種類

普通免許

18歳~



普通免許で乗ることができるのは、車両総重量が3.5トン未満のトラックで、主に小口商品の配送などで使用されます。

準中型免許

18歳~



準中型免許で乗ることができるのは、車両総重量が7.5トン未満の小型トラックで、主に近距離の配送に使用され、宅配便やコンビニ配送などにも使用されています。

● 準中型免許を取得するためには ●

おすすめ!

1 最初から準中型免許を取得する場合

- 指定自動車教習所を卒業

技能教習41時間
学科教習27時間



- 運転免許試験場で学科試験および適性試験に合格

準中型免許は当然、
普通自動車も乗れる!

注意!

2 準中型免許を普通免許(マニュアル)取得後に取得する場合

普通免許を取得

- 指定自動車教習所を卒業
- 運転免許試験場で学科試験および適性試験に合格

技能教習34時間
学科教習26時間



準中型免許を取得

- 指定自動車教習所を卒業
- 運転免許試験場で適性試験に合格

技能教習13時間
学科教習1時間

旧制度の普通免許
(マニュアル)

もっている人は、自動的に
「5トン限定準中型免許」となります。
また、

- 指定自動車教習所を卒業
(技能審査に合格) 技能教習4時間

-----または-----

- 運転免許試験場で適性試験に合格

で「5トン限定」を解除することができます!

中型
免許

20歳~

普通免許等保有通算2年以上

いわゆる
4トントラック
など



中型免許で乗ることができるのは、車両総重量が11トン未満の中型トラックで、中・近距離を中心に幅広い用途で使用されます。

大型
免許

21歳~

普通免許等保有通算3年以上

いわゆる
10トントラック
など



大型免許では、主に都市と都市の間を結ぶ幹線輸送など長距離で大量に荷物を運ぶ用途に使用される車両総重量11トン以上の大型トラックに乗ることができます。